

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

愛媛厚生年金 事案1028

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年7月1日まで

日本年金機構から送付された「ねんきん定期便」によると、申立期間の標準報酬月額は5万6,000円とされている。

しかし、給与から8万6,000円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていることが給与明細書により確認できるので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立期間に係る標準報酬月額は、8万6,000円であり、その標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、昭和48年7月に申立人の標準報酬月額が8万円に随時改定されているところ、給与明細書によると、同年4月に昇給後、固定的賃金の変動は無く、同年4月から同年6月までの報酬月額の平均額は8万1,938円である上、同年10月の標準報酬月額の定時決定の基礎となる同年5月から同年7月までの報酬月額の平均額は8万4,652円であるにもかかわらず、申立期間の標準報酬等級が6等級も降級改定され、標準報酬月額が5万6,000円とされていることは不自然であり、当該期間当時、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた者の標準報酬月額の推移を確認しても、申立人と同様に大幅に減額されている者は見当たらないことから、事業主が申立人の申立期間に係る標準報酬月額変更届を誤って届け出たとは考え難い。

さらに、年金事務所は、「申立期間当時の状況を確認できる資料は無いが、事務処理上、被保険者原票への記入は手作業であり、同原票への標準報酬月

額の記載誤りも否定できない。」旨回答している。

加えて、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者は、「社会保険事務所から送られてきた標準報酬月額改定通知書に記載された標準報酬等級により、保険料額表を参照し、給料から厚生年金保険料を控除していたため、控除額から考えると標準報酬月額は8万6,000円で通知されていた可能性が高い。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の昭和48年10月の定時決定時の標準報酬月額を5万6,000円として届け出たとは考え難く、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から9年2月まで
ねんきん特別便を見て、国民年金保険料が未納となっていることが分かった。
しかし、申立期間の国民年金保険料については、平成9年頃、会社に就職する前に、それまでに送付されていた5年分ないし6年分の納付書により、50万円から60万円ぐらいを近くの銀行でまとめて納付した記憶がある。
申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社に就職する前の平成9年頃に、同年までに送られてきた5年分ないし6年分の納付書により、申立期間の国民年金保険料を銀行で納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、社会保険事務所（当時）が国民年金への加入を勧奨した際に作成される国民年金被保険者資格取得勧奨関連対象者一覧が、申立人については、9年3月から10年10月までの厚生年金保険被保険者期間後の11年1月25日付けで作成され、その後、同年4月22日付けで、2年9月から9年3月まで（厚生年金保険の加入期間を除く。）の国民年金被保険者資格記録が追加処理されていることが確認できることから、申立人の当該期間に係る記録は、11年1月頃の社会保険事務所からの加入勧奨により、上記追加処理が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、当該処理が行われた時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができなかつた期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入及び保険料の納付方法等について記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月 21 日から同年 11 月 16 日まで
② 昭和 60 年 12 月 30 日から 61 年 2 月まで
③ 昭和 61 年 3 月から 62 年 3 月 2 日まで

申立期間①はA社の洋食調理課に勤務、申立期間②はB市C区にあったD社で洋菓子の製造、申立期間③はE市にあったF社において配達の仕事をしていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が保管する申立人が作成したとする退職願には、「入社年月日 56年11月16日」、「勤続 2年8カ月」と記載されており、オンライン記録及び雇用保険の記録と一致する。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の記録は、健康保険被保険者番号*番において昭和56年11月16日から59年7月20日までの期間について、健康保険厚生年金保険の被保険者であることが確認できるものの、これ以外に申立人の氏名は確認できず、当該被保険者原票の記録が訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、D社の同僚の氏名及び勤務場所について詳細に覚えていること、並びに同社の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、

申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、D社の申立期間②当時の役員は、「経験者でもすぐには正社員にはならなかった。」旨証言しているところ、同社の元従業員の一人は、「D社に入社したが、最初の3か月ぐらいは厚生年金保険が無い。」と述べている上、申立人が名前を挙げた同僚一人の氏名は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できないことから、当該期間当時、同社は、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、申立期間③のうち昭和61年6月3日から同年12月31日までの期間において、F社G支店に勤務していたことは、雇用保険の記録から確認できる。

しかしながら、申立期間③に係るF社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、当該期間における被保険者の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間③当時、F社が加入していた厚生年金基金における申立人の加入状況について、企業年金連合会（厚生年金基金連合会から改組）は、「申立人に係る厚生年金基金の加入記録は、当連合会において管理していない。」と回答している上、同社において、社会保険事務を担当していたとする者は、「F社の厚生年金基金が解散した時に、国の記録と基金の記録を突合してから厚生年金基金連合会に基金の記録を移管しているので、同連合会に記録が無ければ厚生年金保険に加入していないのではないか。」と述べている。

さらに、F社は既に解散している上、同社が営業譲渡したH社にも申立期間③当時の資料は無いことから、申立人の当該期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事情を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。